

令和5・6年度入札参加資格審査申請における改正点（物品を除く）

建設工事・建設コンサルタント等業務委託共通

・押印の一部廃止

申請様式等への押印の一部を廃止しました。

ただし、入札参加資格審査申請書【第1号様式】、委任状及び市税納付状況調査同意書の受任者の押印は必要です。

建設コンサルタント等業務委託に関する改正点

・土地家屋調査業務の取扱いの変更

土地家屋調査業務については、土地家屋調査士法の規定により、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者（協会を除く。）は当該業務を業とすることができないとされていることから、法令遵守のため、入札参加資格審査申請をすることができる者を土地家屋調査士個人、土地家屋調査士法人又は名称に公共嘱託登記土地家屋調査士協会という文字を使用する一般社団法人に限定します。（土地家屋調査士法人以外の株式会社等の法人は、土地家屋調査業務を申請することはできません。土地家屋調査士個人として申請することは可能です。）

建設工事に関する改正点

○入札参加資格有効期間（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に変更があった場合の取扱いについて

・参加資格の承継に関する改正【第7号様式関係】

令和5年4月1日以降、建設業法第17条の2又は第17条の3の規定による承継の認可（以下「承継認可」といいます。）を受けた者からの申請について、承継認可を受けた日から20日以内に参加資格の承継申請が不備のない状態で受理された場合、以下の特例が適用できます。

この特例の適用により、事業譲渡等の効力発生日から参加資格の承継の認定に係る通知がなされるまでの間の参加資格の空白期間が発生しない、又は短縮することが可能となります。

1 提出書類の特例

登記事項証明書の後日提出を可とします。事業譲渡等の効力が発生した日から30日以内に提出してください。

ただし、期限内に提出が得られなかった場合、承継が認められないことがあります。

2 みなし期間の特例

(1) 申請受理が事業譲渡等の効力発生日以前の場合

事業譲渡等の効力が発生した日から参加資格の承継の認定に係る通知の日までの間は、被承継人に対して認めた参加資格は、その申請人に対して認められたものとみなします。

(2) 申請受理が事業譲渡等の効力発生日以後の場合

申請を受理した日から参加資格の承継の認定に係る通知の日までは、被承継人に対して認めた参加資格は、その申請人に対して認められたものとみなします。